

狛江市、狛江市教育委員会及び成城学園との連携・協力に関する包括協定書

るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、署名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和4年6月13日

甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長

松尾俊雄

乙 狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市教育長

柏原聖子

丙 世田谷区成城六丁目1番20号

学校法人成城学園理事長

油井雄二

狛江市（以下「甲」という。）、狛江市教育委員会（以下「乙」という。）及び学校法人成城学園（以下「丙」という。）は、相互の包括的な連携・協力により、地域社会の発展に資するため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、行政・教育における様々な分野において人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 人的交流の促進に関すること。
- (2) 知的・物的資源の相互活用に関すること。
- (3) 調査研究及び事業の共同実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な連携・協力に資する事項

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（連絡担当者）

第4条 前条各号に掲げる連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲、乙及び丙は連絡担当者を定め、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも異議の申出がないときは、さらに5年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議し、決定す